

1、目 的

耕作放棄地を再生利用するため、各地域が自らの問題としてとらえ実施する農地の再生利用等のための活動を支援することを目的とします。

2、事業内容

団体、企業等が実施する耕作放棄地を活用した取り組みや活動において、農地を再生するために必要な資材等に対して助成します。

3、補助率

補 助 率 : 補助対象経費の8/10 以内
(対象外: 賃金、食糧費、備品購入費等)

4、助成要件

- ① 現に耕作放棄されている農地、又は耕作放棄の恐れがある農地であること。
 - ② 農地所有者の意向を確認し、協力が得られる農地であること。
 - ③ 地域の耕作放棄地マップを作成し、解消しようとする農地を明確にすること。
 - ④ 耕作放棄地解消計画を作成すること。(指定の様式)
 - ⑤ 実施期間は3年以内であること。(例: 1 基盤整備⇒2 耕土搬入⇒3 営農再開)
 - ⑥ 中山間地域等直接支払制度の対象農地は、補助対象外。
 - ⑦ 事業実施年度中に、地域計画における目標地図へ位置づけられる者であること。
- ※ 国・県の補助事業対象経費、市の基盤整備の対象となる経費は除きます
※ 予算額に達した場合は受付を終了しますので事前にご確認ください。

5、助成対象者

- ① 個人(認定農業者、地域計画に位置付けられた担い手のみ)
- ② 地縁団体
- ③ 農業者等が組織する団体(例: 農業改良組合、生産組合など)
- ④ 土地改良組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等
- ⑤ 農地法第3条による許可の見込みのある農地所有適格法人等
- ⑥ その他の団体(NPO、地域活動団体等の地域振興に寄与すると認められる団体)

6、主な内容(具体例)

- ① 直ちに耕作することが可能な土地
 人力(草刈機)や農業用機械等(プラウ、ハロー等)により、草刈・耕起・伐根・整地を行うことにより農地を再生、土づくり(肥料、有機質資材の投入等)を行い、植栽定植を実施する取り組みに支援をします。
- ② 基盤整備を実施して農業利用することが可能な土地
 草刈等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備(区画整理、暗渠排水、客土農道整備)を実施して農地を再生、翌年度以降に①のような土づくり、植栽定植を実施する取り組みに支援をします。

《お問い合わせ先: 各支所基盤産業課または、本庁農務課農委・農地係まで(0577-35-3141)》